パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	御意見の概要	件数	対応方針
1	公園計画変更書	この度の『環境省原案』16頁「瀬戸内海国立公園(山口県地域)区画変更図」(以下「区画変更図」と記載)では、周南群島のうち【中ノ島】と【鍋島】が一体、かつ島以外の埋め立て地も含んで図示されております。 しかし『瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画書 平成29年 3月16日』15頁の「表7：第3種特別地域内訳表」において【周南群島　黒髪島・仙島・竹島・中ノ島・鍋島・西ノ島】と記載されているとおり、【鍋島】と【中ノ島】はそれぞれ独立した島であり、かつ、その面積も「区画変更図」に記載された範囲よりも狭いものです。 国土地理院(1961－1969年)の航空写真においても確認することができます。 つきましては「区画変更図」のご修正をお願い致します。	1	瀬戸内海国立公園は、【鍋島】および【中ノ島】の間の土地を含め公園区域に指定されています。ただし、区域変更図の表示に一部、誤りがあったため、修正を行います。
2	公園計画変更書	国立公園に指定される判断根拠について確認させて頂きます。 【周南群島（黒髪島・仙島・竹島・中ノ島・鍋島・西ノ島）】は、過去の埋め立てにより地続きとなっていたり、付近で採石が行われている現状を鑑みますと、自然環境保全、風景の一体性といった観点から国立公園としての資質を有しているのか疑問を感じております。 判断根拠についてお示し頂きたくお願い致します。	1	周南群島においては、周辺の埋立に伴い、一部本土と地続きとなったものの、現時点においても島しょの植生は保たれているなど、国立公園としての資質は維持されていると考えます。